

不良行為少年の補導について

最近における複雑、多様化している少年非行の情勢にかんがみ、不良行為少年（山形県少年警察活動要綱（平成20年2月本部訓令第6号）第2条第7号に定める少年をいう。以下同じ。）の補導活動について、下記のとおり実施することとしたので、適切に推進されたい。

記

1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生ずるおそれがあると認められる少年について、必要な注意又は助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全育成に資することを目的とする。

2 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解をもって当たるとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力を配意するものとする。

3 不良行為少年の発見時における措置

(1) 不良行為に対する注意、助言等

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促す等必要な注意を行い、又は非行防止その他健全育成上必要な助言等を行うものとする。

(2) 不良行為少年の所持する物件の措置

前号の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、当該物件を所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させる等当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言等を行うものとする。

なお、次号ア後段により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年を雇用する雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けることができるものとする。

(3) 保護者等に対する連絡

ア 第1号の注意又は助言等のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は、氏名、住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

なお、この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。

イ 保護者等（保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。）に対する連絡の要否は、当該少年を発見した場所を管轄する警察署の生活安全課長又は刑

事生活安全課長が判断するものとする。

ウ 保護者等への連絡は、少年補導を担当する職員が行うものとする。

エ 保護者等への連絡を行う場合において、少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地が他の警察署の管轄区域内にあるときは、当該他の警察署と連携を図るものとする。

(4) 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表第1のとおりとする。

4 少年補導票の作成及び送付

(1) 少年補導票の作成

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、保護者等への連絡を行うことが必要であると認めるときは、山形県少年警察活動要綱第64条第1項に定める少年補導票を作成し、所属長に速やかに報告するものとする。

(2) 少年補導票に係る事案の引継ぎ

警察本部の所属長が前号の報告を受けたときは、当該少年補導票に係る事案を当該不良行為少年を発見した場所を管轄する警察署に引き継ぐものとする。ただし、人身安全少年課長以外の警察本部の所属長が前号の報告を受けたときは、警察署への引継ぎのほか、人身安全少年課長に連絡するものとする。

(3) 少年補導票の送付

ア 不良行為少年を補導した所属において作成した少年補導票は、不良行為少年の住居地を管轄する警察署長に送付するものとする。この場合において、不良行為少年の住居地を管轄する警察署が他の都道府県警察に属するときは、当該少年補導票を 人身安全少年課長を通じて、当該都道府県警察本部少年担当課長に送付するものとする。

イ 少年補導票を送付したときは、送付年月日及び送付先警察署名等を記録し、その状況を適宜明らかにしておくものとする。

5 少年補導票の活用、保管及び廃棄

(1) 少年補導票の活用

少年補導票の送付を受けた警察署においては、少年カード（山形県少年警察活動要綱別記様式第15号）その他の記録と対照するなど、当該少年の広域にわたっての不良行為の集積並びに非行前歴等の把握に努め、補導上の資料として活用するものとする。

(2) 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管するものとする。

(3) 少年補導票の廃棄

少年補導票は、次の場合に廃棄するものとする。

ア 保護者等への連絡を行わなかったとき（連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く。）

イ 当該少年補導票に記載された不良行為少年の年齢が20歳に到達したとき。

ウ その他保管の必要がなくなったとき。

別表第1

不良行為の種別及び態様

以下の行為であって、犯罪の構成要件又は各犯要件（少年法第3条第1項第3号に規定された各犯事由及び各犯性をいう。）に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあるもの。

種別	態様
1 飲酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
2 喫煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3 薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらの物を所持する行為
4 粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5 刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他の他人の身体に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為
6 金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し、不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7 金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性的いたづら	性的ないたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9 暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為
10 家出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11 無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12 深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為
13 怠学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14 不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15 不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16 不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 その他	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為